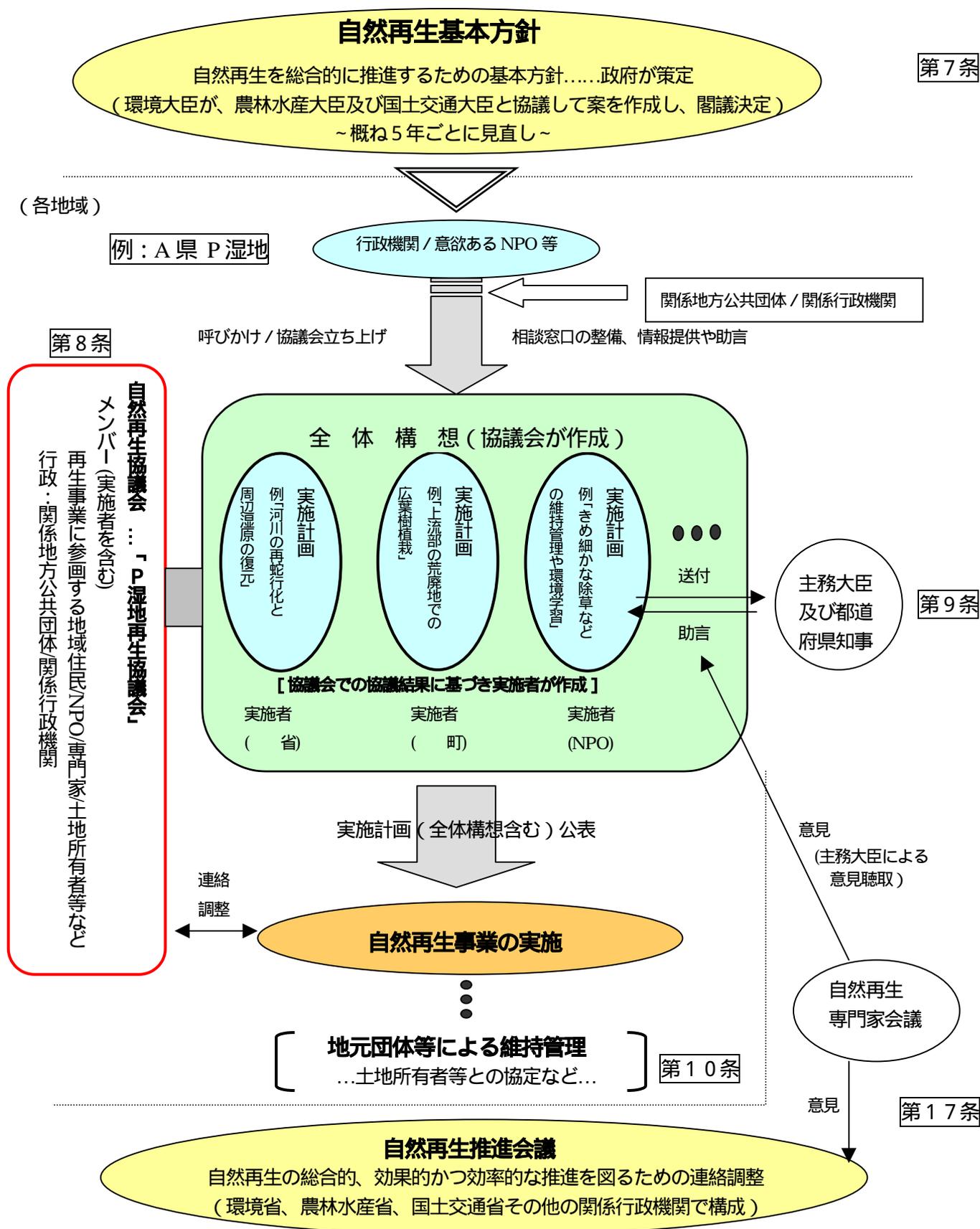


## 幌呂地区湿原再生実施計画策定までのスケジュール（案）

予定時期	実施事項
1月18日(水)	<p><b>【第10回 湿原再生小委員会の開催】</b></p> <p>「幌呂地区湿原再生実施計画」(案)の説明及び小委員会での了承(予定)</p>
2月中旬 【予定】	<p><b>【第17回 釧路湿原自然再生協議会の開催】</b></p> <p>「幌呂地区湿原再生実施計画」(案)の説明及び協議会での了承(予定)</p> <p><b>北海道知事の同意、国土交通大臣の承認の手続き開始。</b></p> <p style="text-align: center;"><b>自然再生推進法(平成14年法律第148号(12月10日公付))</b></p> <p><b>第九条 5</b> 実施者は、<b>自然再生事業実施計画を作成したときは</b>、主務省令で定めるところにより、<b>遅滞なく、主務大臣及び</b>当該自然再生事業実施計画に係る自然再生事業の対象となる区域の所在地を<b>管轄する都道府県知事</b>に、当該自然再生事業実施計画に係る自然再生全体構想の写し(当該自然再生全体構想の添付書類の写しを含む。以下同じ。)を<b>送付しなければならない。</b></p> <p><b>第九条 6</b> <b>主務大臣及び都道府県知事は</b>、前項の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し、<b>当該自然再生事業実施計画に関し必要な助言をすることができる。</b>この場合において、<b>主務大臣は</b>、第一七条第二項の<b>自然再生専門家会議の意見を聴くものとする。</b></p> <p><b>第十七条 2</b> <b>環境省、農林水産省及び国土交通省は</b>、<b>自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議を設け</b>、前項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。</p>
平成24年度以降 【予定】	<p><b>【平成24年度 第1回 自然再生専門家会議の開催】</b></p> <p>「幌呂地区湿原再生実施計画(案)」について、自然専門家会議で専門家の意見を聴取する必要があります。</p> <p><b>※【適宜、小委員会、現地説明会、協議会の開催】</b></p> <p><b>【幌呂地区湿原再生実施計画の策定】</b></p> <p><b>【幌呂地区湿原再生事業の実施】</b></p>

# 自然再生推進法

NPOを始めとする多様な主体の参画と創意による地域主導の新たな形の事業 - 自然再生事業 - を推進



## 自然再生専門家会議の開催について

平成15年10月16日

環境省  
農林水産省  
国土交通省

### 1 目的

自然再生推進法（平成14年法律第148号。以下「法」という。）第9条第6項に基づき主務大臣が自然再生事業の実施に関する計画に関し必要な助言をする場合又は法第17条第1項に基づき自然再生推進会議において連絡調整を行う際に、法第9条第6項又は法第17条第2項に基づきその意見を聴くため、環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議（以下「会議」という。）を開催する。

### 2 委員

委員は、自然環境に関し専門的知識を有する者のうちから、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が共同で委嘱する。

### 3 委員長

- (1) 会議に、委員長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 委員長は、会務を総理する。
- (3) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### 4 会議の公開

会議の議事は、原則公開とする。

### 5 事務局

会議の事務局は、環境省、農林水産省及び国土交通省が共同で務める。

### 6 雑則

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。